

欧米における市場主導型
(ノーダル制)に関する調査委託
入札仕様書

電力広域的運営推進機関

2023年3月

1. 件名

欧米における市場主導型（ノーダル制）に関する調査委託

2. 目的

- ・混雑管理手法としての市場主導型（ゾーン制・ノーダル制）については、第7回広域連系系統のマスタープラン及び系統利用ルールの在り方等に関する検討委員会（2021年2月19日）において、引き続き論点の整理が必要なステージであり、どのような場で包括的に議論を進めるか、改めて議論の場を整理するとしていたところ。
- ・一方で、第34回需給調整市場検討小委員会（2022年12月14日）等で、2021年1月から始まった基幹系統のノンファーム型接続受付開始に伴い、至近年次で複数エリアでの混雑発生が見込まれることが報告されている。
- ・このような状況から、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）においても将来の市場主導型について検討を進めていく必要性が高まっており、既にゾーン制下で混雑が発生している欧州やノーダル制を導入している米国の海外事例の調査・研究を行う。

3. 委託業務

（1）業務の内容

受託者は下記の業務を行うこと。なお、受託者は業務の実施に当たり、実施計画書を策定し本機関と合意した後、業務を開始すること。

① 市場主導型の事業者の受容性に関する調査

（主な調査事項）

- ・米国のノーダル制移行事例から、事業者の受容性の獲得方法や経過措置の設定方法
- ・欧州でノーダル制が導入されなかった理由・背景（利害関係者の抵抗など政治的理由含む）

② 市場主導型の費用便益評価に関する調査

（主な調査事項）

- ・海外における費用便益評価を参考に、具体的な受益・負担者や算定方法を含めた費用・便益項目

③ 再エネ大量導入（主力電源化）と市場主導型に関する調査

（主な調査事項）

- ・海外における大量導入時の混雑処理の課題や市場統合策の議論状況

④ 系統混雑を考慮した容量市場における参加要件・約定処理に関する調査

（主な調査事項）

- ・系統混雑により kW が出力制約される課題に対する、容量市場における各国の

対応策

- ・容量市場の参加要件、及び非混雑系統への立地誘導を考慮した約定処理等での系統混雑の取り扱いや事業者の予見性を高めるための情報発信等の取り組み
- ・系統混雑を考慮したうえで調達コストを最小化するための具体的な約定処理手法

⑤ 混雑時の ΔkW 発動制限への対応に関する調査

(主な調査事項)

- ・混雑により ΔkW が発動制限される課題に対し、各国の対応策

⑥ 中間報告以降の深掘り調査

(主な内容)

- ・6月上旬に中間報告書による説明会を予定しており、その内容も踏まえて、7月以降の調査内容を決定する。
- ・7月以降の調査の範囲・深度は、6月までと同程度のレベルを想定している。

⑦ 海外調査団を活用した現地調査

(主な内容)

- ・①～⑤の調査について、受託事業者による調査の他に、本機関職員等による海外調査団を編成し、現地調査を行うものとする。調査対象・期間等の詳細は別途協議のうえ決定する。
- ・なお、上記当機関職員等の旅費等は、本委託費では支弁しないが、受託者の旅費等については、本委託費で支弁する。

調査にあたり、以下の観点で調査すること。

- ・調査にあたっては、事実のみではなく、そこに至る背景や考え方も含めて調査を実施すること。

受託者の主任者は進捗状況を把握し、予定と実績、課題と対応状況をまとめ、本機関に報告すること。また、工程・品質・課題他の状況を把握し、問題が発生している場合は、都度、内容と改善提案について本機関に報告すること。なお、報告は2週間に1回程度、メールまたは要すればWEB会議とし、使用する言語は日本語とする。

作業遅延及び外的な要因により予定の見直しが必要となった場合は、都度、本機関に報告、調整を行うこと。

受託者は本業務実施に際して、本機関の課題を十分に理解した上で、調査・報告すること。

受託者は以下のタイミングで報告書を作成、事前配布し、本機関に提出するとともに、説明会を行うこと。

2023年6月上旬（予定）：中間報告書による説明会

契約期間終了頃（予定）：最終報告書による説明会

（説明会后、速やかに最終報告書を提出すること）

なお、業務実施期間中に本機関から指示があった場合は、速やかに指定された情報を提出することとする。

本機関に提出する情報（報告書含む）は、必ず情報ソースを明記し、バックデータも含めて提出すること。

（2）資料作成・提出

受託者は以下の資料を作成・提出すること。電子データ（Word, Excel, PowerPoint, PDF等）での提出を基本とし、使用する言語は、日本語とする。

- ・ 実施計画書：作業着手前に提出
- ・ 定期報告書：進捗状況を隔週報告
- ・ 中間報告書：中間報告説明会前に提出
- ・ 最終報告書：最終報告説明会前に提出、説明会后更新あれば最終版を提出

（3）業務場所等

受託者は、受託組織内において、業務を行うこととする。

（4）情報管理

本委託業務に関連して開示する機関の秘密情報の適正な情報管理を維持するため、以下の点に留意し、情報セキュリティを確保するものとする。

- ① 委託業務の実施に関して知り得た相手方の情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、これを相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示・漏洩してはならない。
- ② 委託業務遂行の目的以外で秘密情報を使用してはならない。
- ③ 委託業務の一部を他の者に再委託し、再委託先に秘密情報を開示することとなる場合は、あらかじめ書面（再委託承認申請書）をもって本機関に届け出た上で、再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

（5）その他

その他実施に必要な事項については、適宜、本機関と調整を行うこと。

4. 業務体制及び資格要件

- ・ 本業務の目的及び業務場所等の状況を理解した上で、受託者にて最適な体制を構築するものとする。また、体制については別途報告すること。
- ・ 業務を実行するに当たり、専門性、期間と規模を考慮し、受託者は業務を行った経験がある担当者を選任することとし、その場合、以下の要件を満たすものとする。なお、

主任者・担当者の業務経歴についても別途報告すること。

- ・ 欧米の電気事業に関する海外機関との人的ネットワークを有すること。
- ・ 文献調査だけでなく、メールやWEB会議による情報収集・交換能力を有すること。

(1) 主任者

主任者は全体のマネジメント業務を担当し、必要に応じ本機関との会議に参加すること。

- ・ 欧米の電気事業に関する調査・分析業務経験を有すること。
- ・ 調査のために必要な語学力を有すること。

(2) 担当者

担当者は本機関との会議に参加するとともに、必要な業務を行うこと。

- ・ 欧米の電気事業に関する調査・分析業務経験を有すること。
- ・ 調査のために必要な語学力を有すること。

6. 業務実施上の注意事項

- ・ 作業遅延等の理由により適切な業務遂行が期待できないと本機関が判断し、体制等に係る改善要求があった場合は、これに従うこと。
- ・ 受託者は、やむを得ず要員を交替させる場合、事前に本機関に報告の上、当該要員と同等の資格及び経験等を保有する要員を配置すること。また、要員の交替に当たっては、ナレッジの引継ぎを必ず行うこと。

7. 業務期間（予定）

2023年4月（契約締結後）～2023年10月末までとする。

以上